

府中市総合計画市民検討協議会設置要綱

要綱第83号

平成23年11月4日

(趣旨)

第1条 この要綱は、第6次府中市総合計画の策定に当たり、市民の意見を反映させるため、府中市総合計画市民検討協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の依頼に応じ、次に掲げる事項について検討し、及び協議し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 市政の現況に関する事項
- (2) 第6次府中市総合計画の策定に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が依頼し、又は任命する委員70人以内をもって組織する。

- (1) 公募による市民 45人以内
- (2) 市の職員 25人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定により市長の依頼又は任命を受けた日から所掌事務が完了する日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(部会)

第7条 協議会に、次に掲げる部会を置く。

- (1) 健康・福祉部会
- (2) 生活・環境部会
- (3) 文化・学習部会
- (4) 都市基盤・産業部会
- (5) 行財政運営部会

- 2 市長は、前項に掲げるもののほか必要と認める部会を置くことができる。
- 3 部会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、政策総務部政策課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成23年11月4日から施行する。
- 2 この要綱は、第4条に規定する委員の任期が満了する日をもって、その効力を失う。

付 則 (平成23年12月5日要綱第86号)

この要綱は、平成23年12月5日から施行し、この要綱による改正後の第3条の規定は、平成23年11月16日から適用する。